

一般の中小企業退職金共済制度における 今後の付加退職金の取扱いについて

平成28年3月14日
厚生労働省労働基準局

前回の部会における主な意見①

第62回中退部会における主な意見

- 基本的に事務局提案の取扱いでよいのではないか。事業主が全額掛金を拠出していることを踏まえれば、労働者にしつかり退職金をお支払いできるよう、引き続き安定的な運営を行っていく必要がある。年明けの株価等が不安定であることを踏まえれば、29年度までこの枠組みでやっていくのがよいのではないか。
- 原則的には事務局提案の取扱いに賛成。今後リーマンショック以上の経済変動も起こり得ることを踏まえれば、安定的な制度運営のために必要な対応。そういう意味で、2分の1の水準のあり方については今後も慎重な検討が必要。
- 制度を継続的・安全に運用することが重要であり、財政基盤の確保が大前提。先行きが不透明な中、長い目で見て剰余金の積立状況や資産運用状況を鑑みながら、付加退職金の取扱いを慎重に検討していく必要。

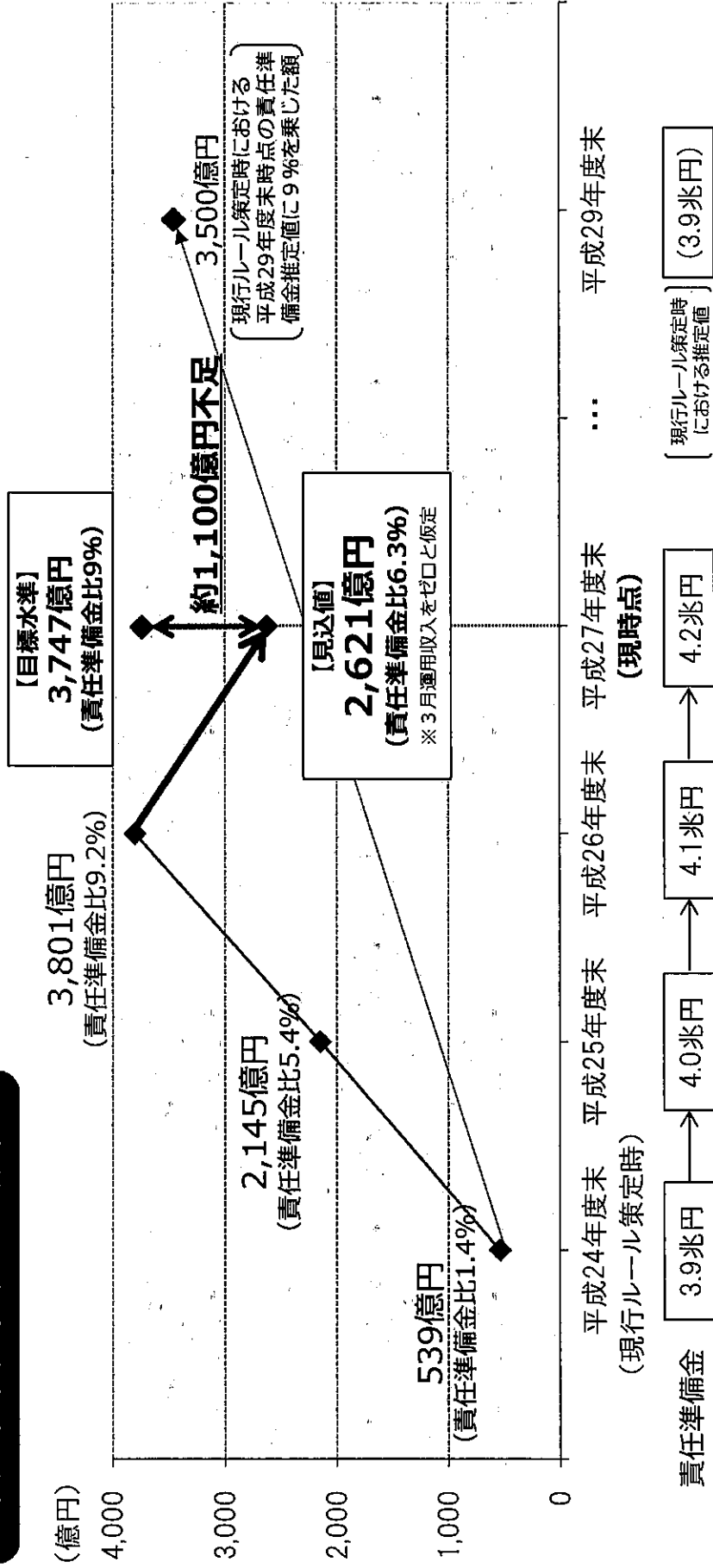
前回の部会における主な意見②

- 安心・安定した制度の運営が前提であり、事務局提案の考え方は概ね理解。
ただし、剰余の積立てが目標水準に到達した段階においては、被共済者への利益の還元という基本的な趣旨を踏まえたと議論が必要。2分の1という水準が本当にふさわしいのか、額でみるのか率でみるのか、という視点も含めて議論すべき。
- 一度目標水準を達成したことを踏まえ、この時点で議論はしつかりやるべき。
制度の安定性を損なわないことを前提に、次回部会で固まった数字を確認しながら現行ルールを続けていくかどうか、2分の1という水準はどうかを判断することになるのではないか。
- 年明け以降の金融経済情勢の中で、現時点で今後の取扱いを決定することは困難ではないか。26年度末の一時点で目標を達成したことをもって、即ルールを見直すのではなく、現行のルールを継続するというのも1つではないか。

現 状

- 平成27年度における利益見込額は△1,181億円となり、年度末時点における累積剰余金の額は2,621億円（責任準備金見込額の約6%）まで減少する見込み。
- 累積剰余金の目標水準である責任準備金の9%に対しては、約1,100億円不足することが見込まれる状況。

年度末累積剰余金の推移



当面の付加退職金の支給の考え方（案）

現 状

- 現時点では安定的に目標水準の累積剰余金が確保される状態には至っておらず、引き続き目標額を積み立てる必要。
- 現下の金融情勢は不安定であり、今後の金融情勢を注視する必要がある。

当面の付加退職金の支給の取扱い（案）

1. 制度の財政基盤を確保するため、引き続き「責任準備金の9%」を累積剰余金の目標水準として維持し、これを安定的に確保していくことが必要。
2. 上記を前提に、原則として、平成29年度末まで「一般の中小企業退職共済制度における今後の付加退職金の取扱いについて」（平成26年3月）においてとりまとめられた**現在の取扱い（※）を継続すること**としてはどうか。
 - ※ 当年度利益見込額の2分の1を付加退職金の支給に充てることを基本としつつ、600億円は優先して剰余金の積立てに充てる取扱い
3. ただし、上記取扱いは、今後の金融情勢や剰余金の積立状況、次回財政検証の状況等を踏まえ、必要に応じ見直しを検討することが適当ではないか。